



日本銀行 政策委員会月報

令和2年12月



第853号

- ※ 日本銀行はインターネットによる情報提供を行っており、日本銀行作成の最新の論文や金融・経済データのほか、日本銀行の概要などをご覧頂けます。
- ・ ホームページアドレス <https://www.boj.or.jp/>
- ※ 本月報の内容について、商用目的で転載・複製を行う場合（引用は含まれません）は、予め日本銀行政策委員会室までご相談ください。
- 引用・転載・複製を行う場合は、出所を明記してください。

本月報は古紙を含有する用紙を使用しています。

目次

1. 議決事項	1
(1) 金融政策決定会合関係	1
◆金融市場調節方針の決定に関する件（12月17・18日）	1
◆資産買入れ方針の決定に関する件（12月17・18日）	2
◆「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション 基本要領」の一部改正等の決定に関する件（12月17・18日）	3
◆「当面の金融政策運営について」の公表に関する件（12月17・ 18日）	11
◆金融政策決定会合の議事要旨（2020年10月28、29日開催分） に関する件（12月17・18日）	16
(2) 通常会合関係	17
◆財務省（外国為替資金特別会計）からの米ドル資金の買入に 関する件（12月8日）	17
◆令和3年度中に償還期限の到来する本行保有国債の借換えの ための引受けに関する件（12月15日）	20
◆政策委員会月報（令和2年11月）に関する件（12月22日）	21
◆「地域金融強化のための特別当座預金制度基本要領」の制定等 に関する件（12月25日）	22
2. 報告事項	40

1. 議決事項

(1) 金融政策決定会合関係

◆金融市場調節方針の決定に関する件（12月17・18日）

本委員会は、令和2年12月17・18日の金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすることを決定した。

記

1. 日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を適用する。
2. 10年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、上限を設けず必要な金額の長期国債の買入れを行う。その際、金利は、経済・物価情勢等に応じて上下にある程度変動しうるものとする。

◆資産買入れ方針の決定に関する件（12月17・18日）

本委員会は、令和2年12月17・18日の金融政策決定会合において、長期国債以外の資産の買入れについて、下記のとおりとすることを決定した。

記

1. ETFおよびJ-REITについて、保有残高が、それぞれ年間約6兆円、年間約900億円に相当するペースで増加するよう買入れを行う。その際、資産価格のプレミアムへの働きかけを適切に行う観点から、市場の状況に応じて、買入れ額は上下に変動しうるものとする。なお、当面は、それぞれ年間約12兆円、年間約1,800億円に相当する残高増加ペースを上限に、積極的な買入れを行う。
2. CP等、社債等については、それぞれ約2兆円、約3兆円の残高を維持する。これに加え、2021年9月末までの間、CP等、社債等の合計で15兆円の残高を上限に、追加の買入れを行う。

◆「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション基本要領」の一部改正等の決定に関する件（12月17・18日）

本委員会は、令和2年12月17・18日の金融政策決定会合において、新型コロナウイルス感染症への対応として、引き続き、企業等の資金繰りを支援していく観点から、下記の諸措置を講ずることを決定した^{注1)}。

記

1. 「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション基本要領」（令和2年3月16日決定）を別紙1.のとおり一部改正すること。
2. 「系統中央機関の会員である金融機関による新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションの利用に関する特則」（令和2年4月27日決定）を別紙2.のとおり一部改正すること。
3. 「コマーシャル・ペーパーおよび社債等買入基本要領」（平成25年4月4日決定）を別紙3.のとおり一部改正すること。
4. 「日本銀行業務方法書」（平成10年3月24日決定）を別紙4.のとおり一部変更すること。
5. 「日本銀行業務方法書中一部変更」（令和2年4月27日決定）を別紙5.のとおり一部変更すること。

注1) 基本要領等については、インターネット・ホームページをご参照ください。

「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション基本要領」中
一部改正

○ 8. を横線のとおり改める。

8. 貸付先ごとの貸付限度額

略（不変）

(1) 略（不変）

(2) 各貸付先が別に定める時点で新型コロナウイルス感染症対応として
行っている中小企業等への融資の残高に相当する金額のうち、次
のイ. およびロ. に掲げるものの合計額

イ. 略（不変）

ロ. イ. の融資に融資条件の面で準じる融資の残高に相当する金
額（ただし、~~1,000億円を上限とする。~~）

○ 9. を横線のとおり改める。

9. 貸付受付期間

令和3年~~3~~9月~~31~~30日までとする。

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、令和3年~~3~~9月~~31~~30日をもつ
て廃止する。ただし、同日以前の日を貸付日とする貸付けの取扱いにつ
いては、なお従前の例による。

(附則)

9. および附則にかかる一部改正は、本日から実施し、8. にかかる一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

別紙 2.

「系統中央機関の会員である金融機関による新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションの利用に関する特則」中一部改正

○ 2. を横線のとおり改める。

2. 基本要領 8. の規定にかかわらず、この特則に基づく貸付けを受ける場合の各系統中央機関の貸付限度額は、基本要領 8. に定める合計額に、次の（1）および（2）の合計額を加えた金額とする。ただし、貸付実行時点における当該系統中央機関が差入れている共通担保の担保余裕額相当額を超えることはできない。

（1）略（不変）

（2）1. （2）により会員金融機関が当該系統中央機関に報告した、基本要領 8. （2）イ. に定める融資の残高に相当する金額および基本要領 8. （2）ロ. に定める融資の残高に相当する金額（ただし、~~会員金融機関あたりの上限額は 1,000 億円とする。~~）の合計額

○ 附則を横線のとおり改める。

（附則）

本措置は、総裁が別に定める日から実施し、令和 3 年 ~~3~~ 9 月 ~~31~~ 30 日をもって廃止する。

（附則）

附則にかかる一部改正は、本日から実施し、2. にかかる一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

「コマーシャル・ペーパーおよび社債等買入基本要領」 中一部改正

○ 附則 2. から 4. までを横線のとおり改める。

2. 社債等の買入対象は、令和 3 年 3 月 31 日 までの間、基本要領

4. (6) および (7) の規定にかかわらず、それぞれ次のとおりとする。

- (1) }
(2) } 略 (不変)

3. 一発行体当りの買入残高の上限は、令和 3 年 3 月 31 日 までの間、基本要領 5. の規定にかかわらず、CP 等については 5,000 億円、社債等については 3,000 億円とする。ただし、買入れの時点において、買入残高が買入毎に本行が別に定める時点における一発行体の総発行残高に占める割合が、CP 等については 5 割、社債等については 3 割を超えているものは、買入対象から除外する。

4. 一発行体当りの買入残高の上限は、CP 等については令和 3 年 4 月 1 日 から令和 4 年 3 月 31 日 までの間、社債等については令和 3 年 4 月 1 日 から令和 8 年 3 月 31 日 までの間、金融調節の円滑な遂行の観点から必要と認める場合には、基本要領 5. の規定にかかわらず、3. 本文またはただし書きに規定する水準から基本要領 5. 本文またはただし書きに規定する水準までの範囲内において決定し得るものとする。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「日本銀行業務方法書」中一部変更

- 附則第十条を横線のとおり改める。

(コマーシャル・ペーパー等及び社債等の買入に係る時限措置)

第十条 発行体別の買入れの残高は、令和三年三九月三十一三十日までの間、第十六条第四号の規定にかかわらず、コマーシャル・ペーパー等については五千億円、社債等については三千億円を上限とする。ただし、買入れの時点において、買入残高が買入れ毎に当銀行が適当と認める時点における一発行体の総発行残高に占める割合が、コマーシャル・ペーパー等については五割、社債等については三割を超えているものについては、買入対象から除外する。

- 2 発行体別の買入れの残高は、コマーシャル・ペーパー等については令和三年四十月一日から令和四年三九月三十一三十日までの間、社債等については令和三年四十月一日から令和八年三九月三十一三十日までの間、金融調節の円滑な遂行の観点から必要と認める場合には、第十六条第四号の規定にかかわらず、第一項本文又はただし書に規定する水準から第十六条第四号本文又はただし書に規定する水準までの範囲内において上限を決定し得るものとする。

(附則)

この業務方法書の一部変更は、本日から実施する。

「日本銀行業務方法書中一部変更」中一部変更

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

1. この業務方法書の一部変更は、本日から実施し、令和3年3月31日限り、その効力を失う。
2. 略（不変）

(附則)

この一部変更は、本日から実施する。

◆「当面の金融政策運営について」の公表に関する件（12月17・18日）

本委員会は、令和2年12月17・18日の金融政策決定会合において、当面の金融政策運営について別紙のとおり公表することを決定した。

2020年12月18日
日本銀行

当面の金融政策運営について

1. わが国の景気は持ち直しているが、新型コロナウイルス感染症への警戒感が続くなかで、先行きの改善ペースは緩やかなものにとどまると考えられる（別紙）。そうしたもと、当面、企業等の資金繰りにはストレスがかかり続けるとみられる。こうした情勢を踏まえ、日本銀行は、引き続き、企業等の資金繰りを支援していく観点から、新型コロナ対応資金繰り支援特別プログラムについて、期限を半年間延長するとともに、運用面の見直しを行うこととし、本日の政策委員会・金融政策決定会合で、以下の決定を行った。なお、今後の感染症の影響を踏まえ、必要があれば、さらなる延長を検討する。

(1) CP・社債等の増額買入れ（全員一致）

CP・社債等の増額買入れの期限を半年間延長し、2021年9月末までとする。CP・社債等買入れについては、引き続き、合計約20兆円の残高を上限に買入れを実施するが、このうち、追加買入枠については、CP等と社債等の合計で15兆円とし、市場の状況に応じて、それぞれに配分することとする¹。

(2) 新型コロナ対応金融支援特別オペ（全員一致）

新型コロナ対応金融支援特別オペの期限を半年間延長し、2021年9月末までとする。あわせて、民間金融機関が独自に行っている中小企業等への新型コロナ対応融資を一層積極的に支援するため、同オペの対象となる適格融資のうち、プロパー融資にかかる一金融機関当たりの上限（1,000億円）を撤廃することとする。

2. 金融市場調節方針、ETFおよびJ-REITの買入れ方針については以下のとおりとする。

(1) 長短金利操作（イールドカーブ・コントロール）（賛成8反対1）^(注1)

短期金利：日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を適用する。

¹ 従来、追加買入枠は、CP等、社債等、それぞれに7.5兆円としていた。なお、追加買入枠以外のCP等、社債等については、それぞれ約2兆円、約3兆円の残高を維持する。

長期金利：10年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、上限を設けず必要な金額の長期国債の買入れを行う。その際、金利は、経済・物価情勢等に応じて上下にある程度変動しうるものとする²。

(2) E T FおよびJ-R E I Tの買入れ方針（全員一致）

E T FおよびJ-R E I Tについて、当面は、それぞれ年間約12兆円、年間約1,800億円に相当する残高増加ペースを上限に、積極的な買入れを行う³。

3. 日本銀行は、2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を継続する。マネタリーベースについては、消費者物価指数（除く生鮮食品）の前年比上昇率の実績値が安定的に2%を超えるまで、拡大方針を継続する。

引き続き、①新型コロナ対応資金繰り支援特別プログラム、②国債買入れやドルオペなどによる円貨および外貨の上限を設けない潤沢な供給、③E T FおよびJ-R E I Tの積極的な買入れにより、企業等の資金繰り支援と金融市場の安定維持に努めていく。

当面、新型コロナウイルス感染症の影響を注視し、必要があれば、躊躇なく追加的な金融緩和措置を講じる。政策金利については、現在の長短金利の水準、または、それを下回る水準で推移することを想定している^(注2)。

4. 新型コロナウイルス感染症の影響により、経済・物価への下押し圧力が長期間継続すると予想される状況を踏まえ、経済を支え、2%の「物価安定の目標」を実現する観点から、より効果的で持続的な金融緩和を実施していくための点検を行うこととした。その際、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」の枠組みは、現在まで適切に機能しており、その変更は必要ないと考えている。この枠組みのもとで、各種の施策を点検し、来年3月の金融政策決定会合を目途にその結果を公表する。

² 金利が急速に上昇する場合には、迅速かつ適切に国債買入れを実施する。

³ E T FおよびJ-R E I Tの原則的な買入れ方針としては、引き続き、保有残高が、それぞれ年間約6兆円、年間約900億円に相当するペースで増加するよう買入れを行い、その際、資産価格のプレミアムへの働きかけを適切に行う観点から、市場の状況に応じて、買入れ額は上下に変動しうるものとする。

(注1) 賛成：黒田委員、雨宮委員、若田部委員、櫻井委員、政井委員、鈴木委員、安達委員、中村委員。反対：片岡委員。片岡委員は、物価下押し圧力の強まりへの対応と、コロナ後を見据えた企業の前向きな設備投資を後押しする観点から、長短金利を引き下げること、金融緩和をより強化することが望ましいとして反対した。

(注2) 片岡委員は、デフレへの後戻りを回避するためにも、財政・金融政策の更なる連携が必要であり、日本銀行としては、政策金利のフォワードガイダンスを、物価目標と関連付けたものに修正することが適当であるとして反対した。

経済・物価の現状と見通し

1. わが国の景気は、内外における新型コロナウイルス感染症の影響から引き続き厳しい状態にあるが、持ち直している。海外経済は、一部で感染症の再拡大の影響がみられるが、持ち直している。そうしたもとで、輸出や鉱工業生産は増加を続けている。また、企業収益や業況感は、大幅に悪化したあと、徐々に改善している。設備投資は減少傾向にある。雇用・所得環境をみると、感染症の影響が続くなかで、弱い動きがみられている。個人消費は、飲食・宿泊等のサービス消費は依然として低水準となっているが、全体として徐々に持ち直している。住宅投資は緩やかに減少している。公共投資は緩やかな増加を続けている。わが国の金融環境は、全体として緩和した状態にあるが、企業の資金繰りに厳しさがみられるなど、企業金融面で緩和度合いが低下した状態となっている。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、感染症や既往の原油価格下落、G・T・Oトラベル事業の影響などにより、マイナスとなっている。予想物価上昇率は、弱含んでいる。
2. 先行きのわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が徐々に和らいでいくもとで、緩和的な金融環境や政府の経済対策の効果にも支えられて、改善基調を辿るとみられる。もっとも、感染症への警戒感が続くなかで、そのペースは緩やかなものにとどまると考えられる。その後、世界的に感染症の影響が収束していけば、海外経済が着実な成長経路に復していくもとで、わが国経済はさらに改善を続けると予想される。消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、当面、感染症や既往の原油価格下落、G・T・Oトラベル事業の影響などを受けて、マイナスで推移するとみられる。その後、経済の改善に伴い物価への下押し圧力は次第に減衰していくことや、原油価格下落の影響などが剥落していくことから、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、プラスに転じていき、徐々に上昇率を高めていくと考えられる。
3. リスク要因としては、新型コロナウイルス感染症の帰趨や、それが内外経済に与える影響の大きさといった点について、きわめて不確実性が大きい。特に、このところの内外における感染症の再拡大による影響に注視が必要である。さらに、感染症の影響が収束するまでの間、企業や家計の中長期的な成長期待が大きく低下せず、また、金融システムの安定性が維持されるもとで金融仲介機能が円滑に発揮されるかについても注意が必要である。

◆金融政策決定会合の議事要旨（2020年10月28、29日開催分）に関する件（12月17・18日）

本委員会は、令和2年12月17・18日の金融政策決定会合において、金融政策決定会合の議事要旨（2020年10月28、29日開催分）^{注2)}を承認した。

注2) インターネット・ホームページをご参照ください（12月23日公表）。

(2) 通常会合関係

◆財務省（外国為替資金特別会計）からの米ドル資金の買入に関する件（12月8日）

本委員会は、令和2年12月8日、財務省（外国為替資金特別会計）からの米ドル資金の買入に関して、下記1.ないし4.の措置を講じることを決定した。

記

1. 別紙1のとおり、財務省（外国為替資金特別会計）から60億米ドル程度の米ドル資金を買い入れること。
2. 本件に関し、別紙2のとおり対外公表を行うこと^{注3)}。
3. 2. の対外公表日については、総裁が定め得る扱いとすること。
4. 本件にかかる取極の締結および買入に関する具体的な事項の決定については、総裁が行い得る扱いとすること。

注3) インターネット・ホームページをご参照ください（12月16日公表）。

財務省（外国為替資金特別会計）からの米ドル資金の買入要綱

1. 目的

新型コロナウイルス感染症にかかる状況も踏まえ、「保有外貨資産の管理基本要領」（2012年5月11日制定）2. に規定する業務のより円滑な遂行に備える観点から、財務省（外国為替資金特別会計）から米ドル資金の買入を行うこと

2. 買入金額

60億米ドル程度

3. 買入日（決済日）

2021年3月末までのいずれかの営業日

4. 適用為替相場

約定日の市場実勢レート

別紙2

2020年 月 日
日 本 銀 行

財務省（外国為替資金特別会計）からの米ドル資金の買入について

今般、日本銀行では、新型コロナウイルス感染症にかかる状況も踏まえ、国際金融協力や金融機関に対する外貨資金供給のより円滑な遂行に備える観点から、別紙要綱のとおり財務省（外国為替資金特別会計）から米ドル資金（60億米ドル程度）を買い入れることとしましたのでお知らせします。

（別紙は別紙1と同一の内容であるため添付略）

◆令和3年度中に償還期限の到来する本行保有国債の借換えのための引受けに関する件（12月15日）

本委員会は、令和2年12月15日、令和3年度中に償還期限の到来する本行保有国債の借換えのための引受けについて、下記のとおり決定した。

記

令和3年度中に償還期限の到来する本行保有国債（以下「償還期限到来国債」という。）の借換えのための引受け（以下「借換引受け」という。）にかかる取扱いについて、「対政府取引に関する基本要領」（平成11年3月26日決定）^{注4)} 2. の規定に基づき、償還期限到来国債のうち、利付国債額面総額2兆2,000億円について、割引短期国債をもって、借換引受けを行うこと。

注4) 「対政府取引に関する基本要領」の全文については、インターネット・ホームページをご参照ください。

◆政策委員会月報（令和2年11月）に関する件（12月22日）

本委員会は、令和2年12月22日、政策委員会月報（令和2年11月）を承認した。

◆「地域金融強化のための特別当座預金制度基本要領」の制定等に関する件（12月25日）

本委員会は、令和2年12月25日、地域金融機関が将来にわたり地域経済を適切に支え、金融仲介機能を円滑に発揮していくための経営基盤の強化に資する観点から、金融システムの安定確保のため、下記の諸措置を講ずることを決定した。

記

1. 「地域金融強化のための特別当座預金制度基本要領」（以下「基本要領」という。）を別紙1.のとおり制定すること。
2. 「系統中央機関の会員である金融機関による地域金融強化のための特別当座預金制度の利用に関する特則」（以下「系統特則」という。）を別紙2.のとおり制定すること。
3. 1.および2.の実施に関し、日本銀行法（平成9年法律第89号）第43条第1項ただし書きおよび同法第61条の2の規定に基づき、別紙3.および別紙4.のとおり財務大臣および金融庁長官に認可を申請すること^{注5)}。
4. 基本要領および系統特則の実施日は、3.の認可を受けた日以後の総裁が定める日とすること。
5. 1.および2.に関し、特別付利を行った場合には、対象先を公表すること。
6. 1.、2.および5.の実施にあたり必要となる事項については、総裁が定め得る扱いとすること。
7. 1.および2.の実施に関し、3.の認可が得られることを条件に、「日本銀行業務方法書」（平成10年3月24日決定）を別紙5.のとおり一部変更すること。
8. 1.および2.の実施に関し、3.の認可が得られることを条件に、「日本銀行組織規程」（平成10年3月24日決定）を別紙6.のとおり一部変更すること。

注5) 令和2年12月25日に認可を申請し、令和3年1月15日、認可を取得しました。

地域金融強化のための特別当座預金制度基本要領

1. 趣旨

この基本要領は、地域金融機関が将来にわたり地域経済を適切に支え、金融仲介機能を円滑に発揮していくための経営基盤の強化に資する観点から、当座勘定における預り金（以下「当座預金」という。）に対して行う付利（以下「特別付利」という。）に関する基本的事項を定めるものとする。

2. 対象先

本行の当座預金取引の相手方である地域銀行（一般社団法人全国地方銀行協会または一般社団法人第二地方銀行協会の会員である銀行をいう。）または信用金庫のうち、本制度の適用を希望する先とする。

3. 特別付利の要件

次の（1）から（3）までを満たす対象先に対し、特別付利を行う。

（1）地域経済の持続的な発展に貢献する方針であること

（2）次のイ. またはロ. のいずれかを満たすこと

イ. 一定の経営基盤の強化を実現することにより、次の（イ）または（ロ）のいずれかを満たすこと。ただし、令和2年度または令和3年度の各年度の決算における（イ）に定める経费率または（ロ）に定める経費の金額が当該各号に定める基準を満たさない場合において、令和3年度または令和4年度の各年度の決算における経费率または経費の金額が当該各号に定める基準を満たすときは、基準を満たす年度の前年度までの決算において当該各号に定める基準を満たしたものとみなす。

(イ) 令和2年度から令和4年度までの各年度の決算において、本行が別に定める方法により算出した経費を業務粗利益で除した値（以下「経費率」という。）が、令和元年度の決算における経費率に対して、それぞれ1%以上、3%以上、4%以上低下していること

(ロ) 令和2年度から令和4年度までの各年度の決算において、本行が別に定める方法により算出した経費の金額が、令和元年度の決算における当該金額に対して、それぞれ2%以上、4%以上、6%以上減少していること

ロ. 令和2年11月10日から令和5年3月31日までに、対象先を当事者とする経営統合等（合併、経営統合または連結子会社化をいう。ただし、同期間に同一当事者について二以上の経営統合等が行われた場合には最初の経営統合等に限る。以下同じ。）にかかる機関決定（株主総会もしくは総会による決議またはこれらに準ずるものとして本行が認めるものをいう。）を行い、その経営統合等が経営基盤の強化に資するものであると認められること

(3) 特別付利を行うことが適当でないと思われられる特段の事情がないこと

4. 特別付利対象金額

(1) 特別付利の対象とする積み期間（準備預金制度に関する法律（昭和32年法律第135号）第7条第3項に定める1月間をいう。以下同じ。）における、各対象先の当座預金の平均残高から当該対象先の法定準備預金額（同法第2条第2項に定める法定準備預金額をいう。以下同じ。）を控除した金額（零を下回る場合を除く。以下「特別付利対象金額」という。）とする。

(2) (1) の定めにかかわらず、特別付利対象金額については、本制度の適切な運営を確保するとともに、金融調節を円滑に遂行する観点から、対象先ごとに上限を設ける。

(3) (2) に定める対象先ごとの上限金額は、次のイ. またはロ. のいずれ

か大きい方の金額とする。

イ．本行が別に定める積み期間における対象先の当座預金の平均残高から当該対象先の法定準備預金額を控除した金額（零を下回る場合を除く。）に、本行が別に定めるところにより当座預金の残高全体の動向を勘案して決定する比率を乗じた金額

ロ．対象先の「補完当座預金制度基本要領」（平成28年1月29日付政委第9号別紙1.）4.（2）に定める金額および同基本要領4.（3）に定める金額の合計額

5. 適用利率

年0.1%とする。

6. 特別付利の対象とする期間

（1）3.（2）イ．に定める要件を満たす対象先にあつては、当該要件を満たすことについて本行の確認がなされた日の属する積み期間の次の積み期間から1年間、特別付利の対象とする。

（2）3.（2）ロ．に定める要件を満たす対象先にあつては、当該要件を満たすことについて本行の確認がなされた日の属する積み期間の次の積み期間から3年間、特別付利の対象とする。

（3）（1）および（2）の定めにかかわらず、3.（2）イ．または同ロ．に定める要件を満たす対象先が、特別付利の対象となる期間に新たに同ロ．に定める要件を満たした場合には、当該期間はその確認が本行により新たになされた日の属する積み期間の末日をもって満了するものとする。

7. 実施状況等の確認

本行は、対象先に対し、3. に定める要件にかかる実施状況等の継続的

な確認を行う。

8. 特例的取扱い

本行は、本制度の適切な運営を確保するとともに、金融調節を円滑に遂行する観点から必要と認める場合には、本制度の趣旨に沿って、2. から7. までに定める取扱いと異なる取扱いを行うことができる。

(附則)

この基本要領は、日本銀行法（平成9年法律第89号）第43条第1項ただし書きおよび同法第61条の2の規定に基づく財務大臣および金融庁長官の認可を受けることを条件として、当該認可を受けた日以後の総裁が別に定める日から実施し、すべての対象先および会員金融機関（「系統中央機関の会員である金融機関による地域金融強化のための特別当座預金制度の利用に関する特則」（令和2年12月25日付政委第78号別紙2.）に定める「会員金融機関」をいう。）について特別付利の対象となる期間が満了した日をもって廃止する。ただし、同日以後に行う特別付利の取扱いについては、なお従前の例による。

系統中央機関の会員である金融機関による地域金融強化のための
特別当座預金制度の利用に関する特則

1. 趣旨

系統中央機関（信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会および農林中央金庫を総称していう。以下同じ。）の会員である金融機関（本行の当座預金取引の相手方でない者に限る。以下「会員金融機関」という。）が、系統中央機関を通じて、「地域金融強化のための特別当座預金制度基本要領」（令和2年12月25日付政委第78号別紙1.。以下「基本要領」という。）に基づく地域金融強化のための特別当座預金制度の利用を希望する場合における同制度の取扱いについては、基本要領によるほか、この特則に定めるところによる。

2. 特別付利の方法

本制度の利用を希望する会員金融機関が基本要領3. に定める要件を満たすことが確認された場合の特別付利は、本行が系統中央機関の当座預金に対し行うものとし、系統中央機関は基本要領3. に定める要件を満たすことが確認された会員金融機関（以下「対象会員金融機関」という。）に対し本行から受領した特別付利の利息相当額の全額を支払うものとする。

3. 特別付利対象金額

(1) 系統中央機関の特別付利対象金額は、すべての会員金融機関から直近の上位機関（会員金融機関から預り金を受け入れる上位の会員金融機関および系統中央機関をいう。以下同じ。）が受け入れる預り金（会員金融機関からの預り金をもとに行われるものを除く。本行の当座預金取引の相手方である金融機関を会員とする系統中央機関にあっては、

当該金融機関からの預り金を含む。)の合計金額に占める、対象会員金融機関から直近の上位機関が受け入れる預り金の合計金額の割合を、本行が別に定めるところにより算出したうえ、当該割合を、特別付利の対象とする積み期間(準備預金制度に関する法律(昭和32年法律第135号)第7条第3項に定める1月間をいう。)における、各系統中央機関の当座預金の平均残高から当該系統中央機関の法定準備預金額(同法第2条第2項に定める法定準備預金額をいう。)を控除した金額(零を下回る場合を除く。以下「算出対象金額」という。)に乗じて得た金額とする。

- (2) (1)の定めにかかわらず、算出対象金額については、基本要領4.
- (2)および(3)に準じて、本行が別に定めるところにより系統中央機関ごとに上限を設ける。

4. 系統中央機関による確認等

- (1) 系統中央機関は、基本要領7.の定めに基づいて、基本要領3.に定める要件にかかる実施状況等の継続的な確認を行う。
- (2) (1)に加え、系統中央機関は、会員金融機関との間で、本制度の趣旨に照らし、また、本行の求めに応じ、本制度の実施および適切な運営のために必要な措置を講ずる。

5. 特例的取扱い

本行は、系統中央機関および会員金融機関がこの特則に定める事項に著しく背馳した場合には、この特則に基づく特別付利を認めないなど必要な措置を講ずることができる。

(附則)

この特則は、日本銀行法(平成9年法律第89号)第43条第1項ただし書きおよび同法第61条の2の規定に基づく財務大臣および金融庁長官の

認可を受けることを条件として、当該認可を受けた日以後の総裁が別に定める日から実施し、基本要領の廃止日をもって廃止する。ただし、同日以後に行う特別付利の取扱いについては、なお従前の例による。

別紙3.

(財務大臣宛認可申請書)

政 策 号
令 和 年 月 日

財務大臣 麻生 太郎 殿

日本銀行総裁 黒田 東彦

地域金融強化のための特別当座預金制度の実施に関する件

人口減少などの構造要因や新型コロナウイルス感染症の影響により地域経済情勢が厳しさを増すもとで、地域金融機関が将来にわたり地域経済を適切に支え、金融仲介機能を円滑に発揮していくための経営基盤の強化を促すことで、金融機関間の資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資する観点から、別紙要綱に基づき、地域金融強化のための特別当座預金制度を実施することと致したく、政策委員会の議決を経て、日本銀行法第43条第1項ただし書きの規定に基づき、認可申請致します。

地域金融強化のための特別当座預金制度実施要綱

1. 適用先

次の（１）または（２）のうち、２．に定める要件を満たす先とする。

- （１）本行の当座預金取引の相手方である地域銀行（一般社団法人全国地方銀行協会または一般社団法人第二地方銀行協会の会員である銀行をいう。）または信用金庫のうち、本制度の適用を希望する先
- （２）系統中央機関（信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会および農林中央金庫を総称していう。）の会員である金融機関（本行の当座預金取引の相手方でない者に限る。）のうち、当該金融機関の系統中央機関を通じて本制度の適用を希望する先

2. 適用要件

次の（１）から（３）までとする。

- （１）地域経済の持続的な発展に貢献する方針であること
- （２）令和２年度から令和４年度までに一定の経営基盤の強化を実現すること、または令和２年１１月１０日から令和５年３月３１日までに機関決定が行われた経営統合等が経営基盤の強化に資すると認められること
- （３）本制度を適用することが適当でないと認められる特段の事情がないこと

3. 付利金額の計算方法

- （１）１．（１）に定める適用先にあつては、本制度に基づく付利の対象とする積み期間（準備預金制度に関する法律（昭和３２年法律第１３５号）第７条第３項に定める１月間をいう。以下同じ。）における、各適用先の当座預金の平均残高から当該適用先の法定準備預金額（同法第２条第２項に定

める法定準備預金額をいう。)を控除した金額(零を下回る場合を除く。)、同(2)に定める適用先にあつては、同(1)に定める適用先の取扱いに準じて計算した金額を、付利対象金額とする。

(2) 付利金額は、(1)により算出した付利対象金額に、4. に定める適用利率を乗じた金額とする。

4. 本制度に基づく付利の適用利率

年0.1%とする。

5. 本制度に基づく付利の対象とする期間

一定の経営基盤の強化を実現した適用先にあつては、本行がこれを確認した日の属する積み期間の次の積み期間から1年間、本制度に基づく付利の対象とする。経営統合等が経営基盤の強化に資すると認められた適用先にあつては、本行がこれを確認した日の属する積み期間の次の積み期間から3年間、本制度に基づく付利の対象とする。

6. 実施状況等の確認

適用先に対し、2. に定める要件にかかる実施状況等の継続的な確認を行う。

別紙 4.

(金融庁長官宛認可申請書)

政 策 号
令 和 年 月 日

金融庁長官 氷見野 良三 殿

日本銀行総裁 黒田 東彦

地域金融強化のための特別当座預金制度の実施に関する件

人口減少などの構造要因や新型コロナウイルス感染症の影響により地域経済情勢が厳しさを増すもとで、地域金融機関が将来にわたり地域経済を適切に支え、金融仲介機能を円滑に発揮していくための経営基盤の強化を促すことで、金融機関間の資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資する観点から、別紙要綱に基づき、地域金融強化のための特別当座預金制度を実施することと致したく、政策委員会の議決を経て、日本銀行法第43条第1項ただし書きおよび同法第61条の2の規定に基づき、認可申請致します。

地域金融強化のための特別当座預金制度実施要綱

1. 適用先

次の（１）または（２）のうち、２．に定める要件を満たす先とする。

- （１）本行の当座預金取引の相手方である地域銀行（一般社団法人全国地方銀行協会または一般社団法人第二地方銀行協会の会員である銀行をいう。）または信用金庫のうち、本制度の適用を希望する先
- （２）系統中央機関（信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会および農林中央金庫を総称していう。）の会員である金融機関（本行の当座預金取引の相手方でない者に限る。）のうち、当該金融機関の系統中央機関を通じて本制度の適用を希望する先

2. 適用要件

次の（１）から（３）までとする。

- （１）地域経済の持続的な発展に貢献する方針であること
- （２）令和２年度から令和４年度までに一定の経営基盤の強化を実現すること、または令和２年１１月１０日から令和５年３月３１日までに機関決定が行われた経営統合等が経営基盤の強化に資すると認められること
- （３）本制度を適用することが適当でない認められる特段の事情がないこと

3. 付利金額の計算方法

- （１）１．（１）に定める適用先にあつては、本制度に基づく付利の対象とする積み期間（準備預金制度に関する法律（昭和３２年法律第１３５号）第７条第３項に定める１月間をいう。以下同じ。）における、各適用先の当座預金の平均残高から当該適用先の法定準備預金額（同法第２条第２項に定

める法定準備預金額をいう。)を控除した金額(零を下回る場合を除く。)、同(2)に定める適用先にあつては、同(1)に定める適用先の取扱いに準じて計算した金額を、付利対象金額とする。

(2) 付利金額は、(1)により算出した付利対象金額に、4. に定める適用利率を乗じた金額とする。

4. 本制度に基づく付利の適用利率

年0.1%とする。

5. 本制度に基づく付利の対象とする期間

一定の経営基盤の強化を実現した適用先にあつては、本行がこれを確認した日の属する積み期間の次の積み期間から1年間、本制度に基づく付利の対象とする。経営統合等が経営基盤の強化に資すると認められた適用先にあつては、本行がこれを確認した日の属する積み期間の次の積み期間から3年間、本制度に基づく付利の対象とする。

6. 実施状況等の確認

適用先に対し、2. に定める要件にかかる実施状況等の継続的な確認を行う。

「日本銀行業務方法書」中一部変更

- 第十二章第四節の次に次の一節を加える。

第五節 地域金融強化のための特別当座預金制度の実施

(地域金融強化のための特別当座預金制度の実施)

第四十九条の七 当銀行は、第四十八条に規定する業務として、次の各号に定めるところにより、地域金融強化のための特別当座預金制度の実施のために、当座勘定による預り金に利息を付することができる。

一 相手方

イまたはロとする。

イ 当銀行の当座預金取引の相手方である地域銀行（一般社団法人全国地方銀行協会または一般社団法人第二地方銀行協会の会員である銀行をいう。）または信用金庫のうち、本制度の適用を希望する者

ロ 系統中央機関（信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会および農林中央金庫を総称していう。）のうち、その会員である金融機関（当銀行の当座預金取引の相手方でない者に限る。）に本制度の適用を希望する者（以下「対象会員金融機関」という。）がある者

二 適用要件

前号イに定める者または同号ロに定める対象会員金融機関（以下「相手方等」という。）のうち、イからハマまでを満たす者について、本制度に基づく付利を行う。

イ 地域経済の持続的な発展に貢献する方針であること

ロ 令和二年度から令和四年度までに一定の経営基盤の強化を実現すること、または令和二年十一月十日から令和五年三月三十一日までに機関決定が行われた経営統合等が経営基盤の強化に資すると認められること

ハ 本制度を適用することが適当でないことと認められる特段の事情がないこと

三 付利金額の計算方法等

イ 第一号イに定める者にあつては、本制度に基づく付利の対象とする積み期間（準備預金制度に関する法律第七条第三項に定める一月間をいう。以下同じ。）における、各者の当座預金の平均残高から当該者の法定準備預金額（同法第二条第二項に定める法定準備預金額をいう。）を控除した金額（零を下回る場合を除く。）、同号ロに定める者にあつては、同号イに定める者の取扱いに準じて計算した金額を、付利対象金額とする。

ロ 付利金額は、イにより算出した付利対象金額に、次号に定める適用利率を乗じた金額とする。

ハ 第一号ロに定める者は、対象会員金融機関のうち前号に定める要件を満たした者に対し、当銀行から受領した付利相当額の全額を支払うものとする。

四 本制度に基づく付利の適用利率

年〇・一パーセントとする。

五 本制度に基づく付利の対象とする期間

一定の経営基盤の強化を実現した相手方等にあつては、当銀行がこれを確認した日の属する積み期間の次の積み期間から一年間、本制度に基づく付利の対象とする。経営統合等が経営基盤の強化に資すると認められた相手方等にあつては、当銀行がこれを確認した日の属する積み期間の次の積み期間から三年間、本制度に基づく付利の対象とする。

六 実施状況等の確認

本制度に基づく付利の相手方等に対し、第二号に定める要件にかかる実施状況等の継続的な確認を行う。

(附則)

この業務方法書の一部変更は、「「地域金融強化のための特別当座預金制度基本要領」の制定等に関する件」(令和2年12月25日付政委第78号)別紙1.の「地域金融強化のための特別当座預金制度基本要領」を実施する日から実施し、同要領を廃止する日限りその効力を失うものとする。

「日本銀行組織規程」中一部変更

- 第16条を横線のとおり改める。

(金融機構局の事務)

第16条 金融機構局においては、次の事務をつかさどる。

- 一 } 略(不変)
- 二 }
- 三 }
- 四 }
- 五 }

六 地域金融強化のための特別当座預金制度の実施に関する事務

六七 略(不変)

(附則)

この組織規程の一部変更は、「「地域金融強化のための特別当座預金制度基本要領」の制定等に関する件」(令和2年12月25日付政委第78号)別紙1.の「地域金融強化のための特別当座預金制度基本要領」を実施する日から実施し、同要領を廃止する日限りその効力を失うものとする。

2. 報告事項

- 2020年度上期の検査結果等（検査室）
- 最近の文書局および文書システムの業務運営（文書局）
- 2020／9月末における本行バランスシートの状況（企画局）
- 令和2年度上期中の保有外貨資産の管理状況（国際局）
- 2020年度上期の本行システムの運行状況等（システム情報局）
- 2021年度IT投資計画（案）（システム情報局）
- 金融機関の業務運営動向とリスクの状況に関する定例報告（金融機構局）
- 業務継続に関する検討状況と今後の対応方針（決済機構局）
- 発券システムにおける最近の業務運営と今後の課題（発券局）

令和3年1月19日

日本銀行政策委員会月報（第853号）

編集兼発行者 日本銀行政策委員会室長
中 島 健 至

発行所 日 本 銀 行

東京都中央区日本橋本石町 2の1の1
電話 03-3279-1111(代表)

本月報に関する照会は、日本銀行政策委員会室（03-3277-3680〈直通〉）までお寄せください。